

鳥取県手話施策推進計画改定案の修正等について（第 2 回会議後）

計画案 ※第 2 回会議での提示内容	御意見等	対応方針等
<p>6 手話言語施策推進方針</p> <p>(1) 手話言語の普及及び手話言語による情報発信を通じろう者に対する理解促進</p> <p>Ⅰ デフスポーツを通じろう者への理解促進</p> <p>東京 2025 デフリンピックに向けた機運醸成を図るとともに、大会成功に向けた支援を行うなど、デフリンピック開催を機にデフスポーツへの関心を高め、ろう者への理解促進を図ります。</p> <p>【実施施策】デフリンピック大会機運醸成事業</p>	<p>○今後 10 年間の計画なので、デフリンピックが成功裏に終わった後の盛り上がりそこで終わらず、引き続き県内でデフスポーツの振興を通じて手話言語への理解が進むような予定施策があってもよい。[野川委員]</p>	<p>○デフリンピック後の予定施策を担当課に確認し、次のとおり追加します。</p> <p>⇒ 【予定施策】デフスポーツの推進及び理解・啓発</p>
<p>6 手話言語施策推進方針</p> <p>(2) ろう者がコミュニケーションしやすい環境づくり</p> <p>Ⅰ きこえない・きこえにくい人への相談支援事業の充実（中略）</p> <p>【実施施策】聴覚障がい者相談員、きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター設置事業『きき』</p>	<p>○「きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター設置事業『きき』」となっている、この「きき」の名前を設置事業の前に持っていくのがよい。（6（2）Ⅰも同様）</p> <p>[須崎委員、野川委員]</p>	<p>○「きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター『きき』設置事業」に修正します。（6（2）Ⅰも同様）</p>
<p>6(2)</p> <p>ウ きこえない・きこえにくい人が交流できる機会の充実</p> <p>きこえない、きこえにくい人の居場所づくりとして、きこえない人、きこえにくい人、きこえる人が互いに交流できる機会を創出します。</p> <p>また、地域で孤立しがちな高齢ろう者、福祉施設等に入所中のろう者等に対しても手話コミュニケーション環境づくりを検討します。</p> <p>【実施施策】(再掲)鳥取県障がい者の居場所づくり支援事業補助金、手話通訳者等派遣費補助金、難聴者等向けコミュニケーション学習開催事業費補助金、手話サークル等助成事業費補助金</p> <p>【予定施策】スポーツ、文化活動等における手話ボランティアの交流推進</p>	<p>○サークルや学生と高齢のろう者、施設入所中のろう者の方が手話で交流されることも大切であるが、入所中のろう者の方は、施設での情報保障や自由に手話でコミュニケーションできる環境を求めておられる。[野川委員]</p> <p>○職員が手話を習得しやすい環境を整える仕組みや、ろうヘルパーの養成について、計画に盛り込むことはできないか。「ろうヘルパー」を入れることが難しい場合、入所中のろう者への情報保障のあり方を検討するなど入れることができないか。[野川委員]</p>	<p>① 交流機会の充実について、6(2)ウの該当部分を次のとおり修正します。情報保障等については③のとおりです。</p> <p>⇒ 6(2)ウ</p> <p>また、地域で孤立しがちな高齢ろう者、福祉施設等に入所中のろう者等に対しても交流機会の創出を検討します。</p>
<p>6(2)</p> <p>オ ICT を活用した新しいコミュニケーション環境の創出</p> <p>ICT は視覚的に情報を入手するろう者にとって、日常生活、社会生活又は防災等においても大変有効なツールです。遠隔手話サービス、電話リレーサービスの利用促進、定着化等を通じて、ろう者と ICT をつなぎ、新しい手話言語コミュニケーション環境の創出を目指します。</p> <p>また、民間企業が進めている AI による手話画像認識・翻訳技術の確立に協力するとともに、確立後は、その技術の普及を進めます。</p> <p>【実施施策】遠隔手話サービス、電話リレーサービスの地域登録の利用促進、ろう者向け ICT 学習会</p> <p>【予定施策】AI による手話画像認識・翻訳技術の確立への協力及び確立後の普及</p>	<p>○介護ヘルパーやデイサービスの職員は、手話言語を知らない方が多く、きこえない方はコミュニケーションが通じずストレスを感じられている。遠隔手話サービスを利用すると幅広く対応できるのではないかと思います。[下堂蘭委員]</p>	<p>② ろうヘルパーの養成等については、検討がまだ十分ではないため、具体的な施策として今回計画に入れるのは難しいと考えます。</p> <p>③ 職員が手話を習得しやすい環境づくりについて、「6(1)ア 地域、職場等における手話言語の普及」の施策により進めていきたいと考えます。</p> <p>また、入所中のろう者への情報保障の環境づくりの検討については明記します。遠隔手話サービスの利用も踏まえ、6(2)オ に次のとおり追加します。</p> <p>⇒ 地域で孤立しがちな高齢ろう者、福祉施設等に入所中のろう者等に対しても手話言語コミュニケーション環境づくりを検討します。</p>
<p>6(2)</p> <p>Ⅰ 鳥取聾学校・難聴学級等における「手話言語による教育」の推進（中略）</p> <p>また、ろう児の保護者に対して新生児聴覚検査の理解の促進を図るとともに、医療機関、保健所、市町村保健師、聾学校、療育機関等が早期から連携して支援を行います。教育の分野においても、聾学校が早期から関与し、きこえない・きこえにくいことに対する理解の促進や手話言語を習得する機会を提供します。</p>	<p>○新生児聴覚検査の最初は、ろう児ではなくて全体の保護者、出産される方に対して新生児の検査をするので、フォローはその後になる。これからの支援に関わってくるので、その辺りの書き方を工夫していただきたい。[須崎委員]</p>	<p>○検査の流れに合う表現を担当課に確認し、次のとおり修正します。</p> <p>⇒ また、新生児聴覚検査の理解の促進を図るとともに、きこえない・きこえにくい子どもの保護者に対して医療機関、保健所、市町村保健師、聾学校、療育機関等が早期から連携して支援を行います。（以下略）</p>

※その他所要の修正

- ・「2 計画の検討経過」を更新。
- ・令和 6 年度当初予算案等を踏まえ、各方針の実施施策及び予定施策を更新。
- ・教育・学校関係の文言の一部を適切な表現に修正。（内容自体は変更なし）

鳥取県手話施策推進計画の改正について

1 計画改正の主なポイント

- 手話は言語であることを改めて認識し、現行計画の「手話」の表記を可能な限り「手話言語」に修正。
- 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の成立（R4）など現行計画策定以降の国内及び県内の動向を反映。
- パブリックコメントの意見募集等における手話言語での対応など、行政手続き・サービスにおける手話言語への対応をさらに推進。
- 東京2025デフリンピック開催を機にデフスポーツへの関心を高め、ろう者への理解を促進。
- きこえない・きこえにくい人の居場所づくりとして、きこえない人、きこえにくい人、きこえる人が互いに交流できる機会を充実。
- ろう者が情報を取得・利用し円滑な意思疎通を図ることができるよう、自然災害や感染症拡大時の非常時に備えた体制づくりの検討を明記。

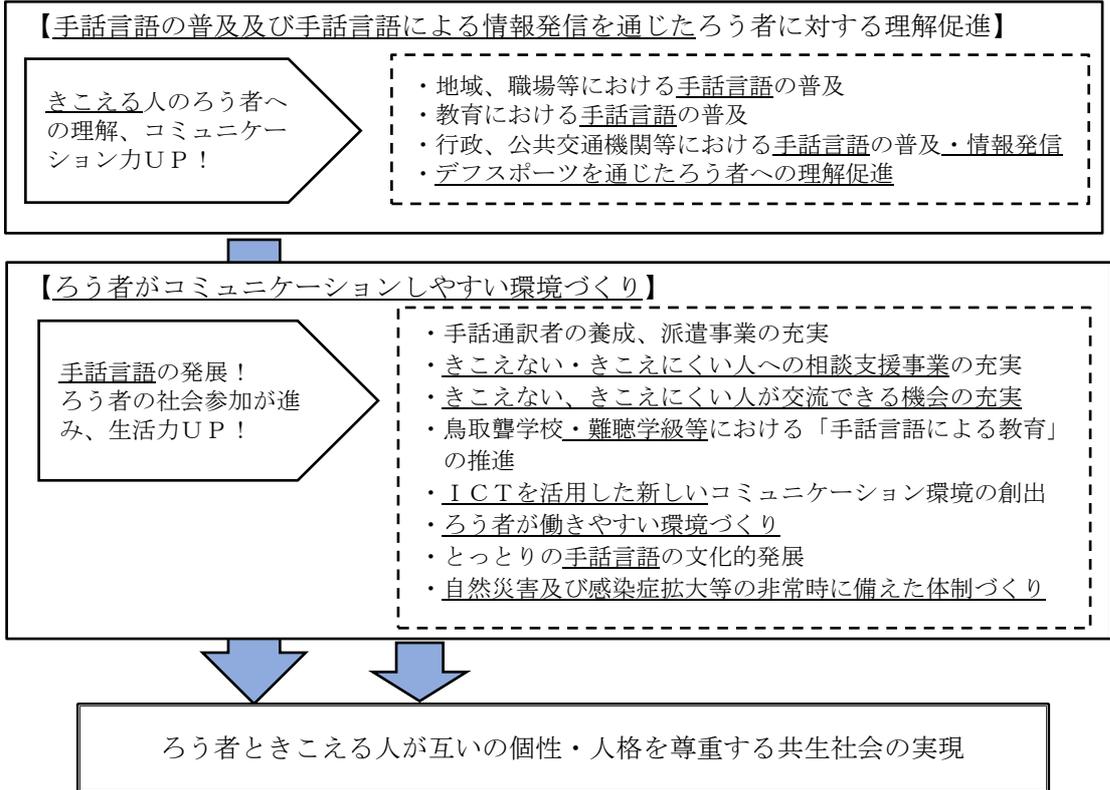
※第2回鳥取県手話施策推進協議会（11月21日開催）から変更のあった内容を青字で記載。（委員からの御意見を反映、令和6年度当初予算案等の更新、その他内容に影響のない所要の修正）

2 計画の改正（新旧対照）

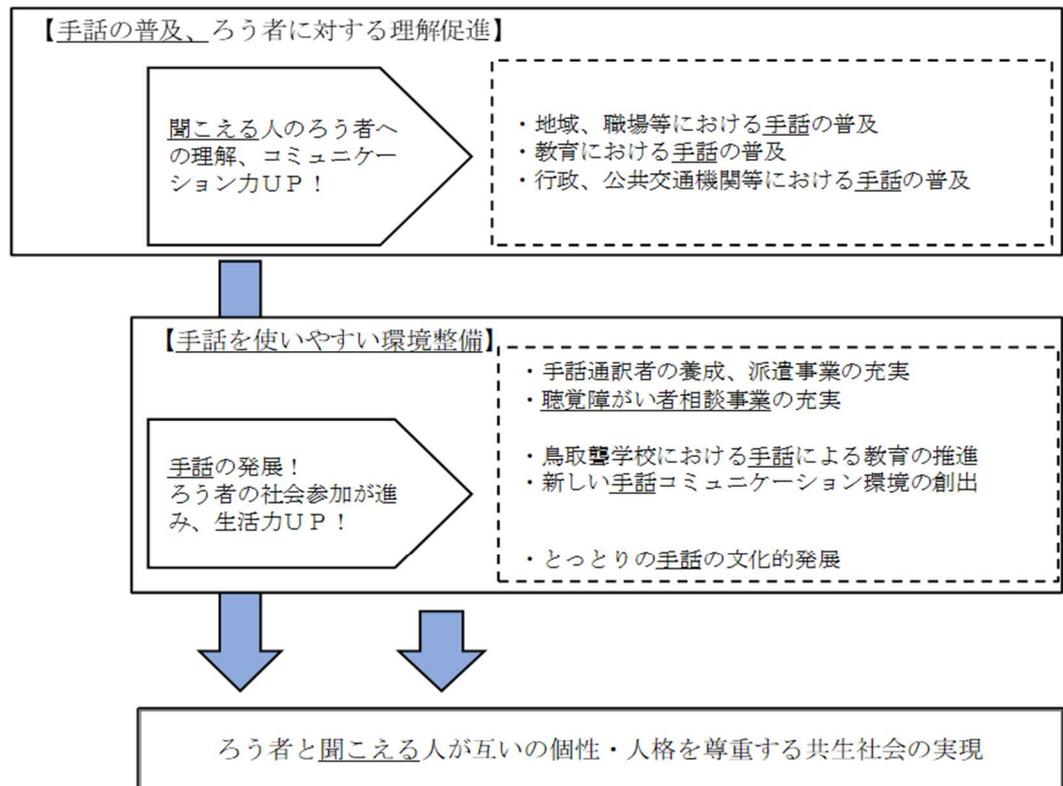
改正計画案	現行計画
<p>1 計画の位置付け、計画期間</p> <p>(1) 計画の位置付け</p> <p>この計画は、鳥取県手話言語条例（以下条例）といいます。）第8条第1項に基づき、「<u>手話言語</u>が使いやすい環境を整備するために必要な施策」について定めるものです。</p> <p>(2) 計画期間 <u>令和6年度から令和14年度まで</u> <u>なお、この計画期間に関わらず、改正が必要と認められる場合には随時見直しを行います。</u></p>	<p>1 計画の位置付け、計画期間</p> <p>(1) 計画の位置付け</p> <p>この計画は、鳥取県手話言語条例（以下条例）といいます。）第8条第1項に基づき、「<u>手話</u>が使いやすい環境を整備するために必要な施策」について定めるものです。</p> <p>(2) 計画期間 <u>平成27年度から平成35年度まで</u></p>
<p>2 計画の検討経過</p> <p><u>本計画は第2期の計画となりますが、第1期の計画策定後、計画の進捗状況について毎年検証してきました。この度の計画改正に当たり、第1期の計画に係る検証結果やパブリックコメントで得られた意見を参考としながら、鳥取県手話施策推進協議会において約2年間、計5回にわたって議論を進めました。</u></p> <p><u>令和4年11月 手話施策推進協議会1...計画の改正の方向性を検討</u></p> <p><u>令和5年2月 手話施策推進協議会2...改正後の計画の概要案を検討</u></p> <p><u>8月 手話施策推進協議会3...改正後の計画の概要案を再検討</u></p> <p><u>11月 手話施策推進協議会4...改正後の計画案を検討</u></p> <p><u>令和6年2月 改正計画案に関するパブリックコメントを実施</u></p> <p><u>令和6年3月 手話施策推進協議会5...改定計画最終案の決定</u> <u>手話言語施策推進計画の改正</u></p>	<p>2 計画の検討経過</p> <p><u>本計画策定に当たっては、手話に関するアンケート、パブリックコメントで得られた意見を参考としながら、鳥取県手話施策推進協議会において約1年間、計5回にわたる議論を行い、計画内容の検討を行いました。</u></p> <p><u>平成26年3月 手話施策推進協議会1...計画案の骨子を検討</u></p> <p><u>5月 手話施策推進協議会2（手話に関するアンケート検討会）</u></p> <p><u>6月～8月 手話に関するアンケートを実施</u> <u>（ろう者、手話関係者、一般県民）</u></p> <p><u>10月 手話施策推進協議会3...計画素案を検討</u></p> <p><u>12月 手話施策推進協議会4...計画案を検討</u></p> <p><u>平成27年1月～2月 計画案に関するパブリックコメントを実施</u></p> <p><u>3月 手話施策推進協議会5...計画案を検討</u></p>

改正計画案	現行計画
<p>3 計画の理念</p> <p>手話が言語であるとの認識の下、<u>手話言語の普及を通じて、ろう者ときこえる人が互いの個性・人格を尊重して、共生する社会を目指します。</u></p>	<p>3 計画の理念</p> <p>手話が言語であるとの認識の下、<u>手話の普及を通じて、ろう者と聞こえる人が互いの個性・人格を尊重して、共生する社会を目指します。</u></p>
<p>4 施策の基本的な考え方</p> <p>施策の立案・推進にあたっては、<u>計画の理念を踏まえつつ、以下の考え方を基本とします。</u></p> <p>(1) <u>手話言語の普及及び手話言語による情報発信を通じたろう者に対する理解促進</u></p> <p><u>共生社会の実現を目指すためにも、障がいの有無に関わらず誰でも等しく必要な情報を得られる環境を整えることが必要であり、手話言語は、ろう者にとって重要な意思疎通の手段であることから、国や地方自治体だけでなく、民間も一緒になって手話言語を普及していく取組を進めていくことが求められます。</u></p> <p><u>また、人と人が対面し、互いの目を合わせて意思等を伝え合う手話言語には、ICT全盛の現代社会だからこそ学ぶべき大切な要素が含まれており、手話言語を知り、理解を深めることが、ろう者が安心して暮らせる地域づくりにつながっていきます。</u></p> <p><u>手話言語の普及及び手話言語による情報発信は、手話言語の表現を覚えるだけでなく、ろう者の生活・文化等を知り、ろう者ときこえる人が交流し、コミュニケーションの重要性を実感しつつ、互いの理解を深め、学びあうためのものとして、大切にして推進します。</u></p> <p><u>さらに、東京2025デフリンピック開催を機にデフスポーツを通して、ろう者への理解促進を図ります。</u></p> <p>(2) <u>ろう者がコミュニケーションしやすい環境づくり</u></p> <p><u>ろう者の文化を尊重し、ろう者の生活・ニーズを踏まえ、手話通訳者の養成やICTの活用などに努めていくことは、ろう者にとっての社会的障壁の除去、ろう者に対する合理的配慮の提供に寄与するものであることから、ろう者ときこえる人がコミュニケーションしやすい環境づくりを推進します。</u></p>	<p>4 施策の基本的な考え方</p> <p>施策の立案・推進にあたっては、以下の考え方を基本とします。</p> <p>(1) <u>手話の普及、ろう者に対する理解促進</u></p> <p><u>人と人が対面し、互いの目を合わせて意思等を伝え合う手話には、ICT全盛の現代社会だからこそ学ぶべき大切な要素が含まれています。</u></p> <p><u>手話の普及は、手話表現を覚えるだけでなく、ろう者の生活・文化等を知り、ろう者と聞こえる人が交流し、コミュニケーションの重要性を実感しつつ、互いの理解を深め、学びあうことを大切にして推進します。</u></p> <p>(2) <u>手話を使いやすい環境整備</u></p> <p><u>ろう者の文化を尊重し、ろう者の生活・ニーズを踏まえ、手話通訳者の養成など、ろう者と聞こえる人がコミュニケーションしやすい環境づくりを推進します。</u></p>
<p>5 計画推進イメージ</p> <p>計画の理念である共生社会実現のため、次のとおり<u>計画推進イメージ</u>を示します。</p>	<p>5 施策推進イメージ</p> <p>計画の理念である共生社会実現のため、次のとおり<u>施策推進イメージ</u>を示します。</p>

(改正計画案)



(現行計画)



改正計画案	現行計画
<p>6 <u>手話言語施策推進方針</u> 次のとおり、<u>手話言語施策推進方針</u>を定め、総合的に施策を推進していきます。</p> <p>(1) <u>手話言語の普及及び手話言語による情報発信を通じたろう者に対する理解促進</u></p> <p>ア 地域、職場等における<u>手話言語の普及</u> ろう者と日常的に関わりのある地域、職場等ではろう者と<u>きこえる人</u>が簡単な手話言語で日常会話ができ、ろう者と<u>きこえる人</u>が支え合う環境づくりを、それ以外の地域等ではろう者への理解等を中心とした<u>手話言語の普及</u>を進めます。こうした取組の継続により、災害時等に助け合える環境づくりに繋がります。</p> <p>また、多くの人が<u>手話言語</u>に関心を持ち、身近に感じてもらうため、<u>手話パフォーマンス甲子園</u>、<u>とっとり手話フェス</u>等を通じた普及啓発にも力を入れます。</p> <p>さらに、<u>きこえない・きこえにくい人も手話言語が学べる場づくり</u>を進めます。</p> <p><u>手話カフェ及びICTを活用した取組等の広がりを通じて、誰もが手話言語に触れ、学べる環境づくりを進めます。</u></p> <p>また、民間企業における情報発信や各種イベントでの手話言語の活用等が進むよう普及啓発に取り組みます。</p> <p>【実施施策】県民向けミニ手話講座の開催、手話学習会開催事業費等補助金、手話サークル等助成事業費補助金、<u>手話パフォーマンス甲子園及びとっとり手話フェス</u>の開催、手話啓発イベントへの助成、<u>きこえない・きこえにくい人の相談支援セミナー</u>実施事業補助金、<u>難聴者等向けコミュニケーション学習開催事業費補助金</u>、<u>手話検定等受験料助成制度</u>、<u>鳥取県障がい者の居場所づくり支援事業補助金</u>等</p> <p>【予定施策】民間企業・団体等向けのあいサポート運動の研修での<u>手話言語を使った情報発信の推奨及びきこえない・きこえにくいことへの理解啓発</u></p>	<p>6 <u>手話施策推進方針</u> 次のとおり、<u>手話施策推進方針</u>を定め、総合的に施策を推進していきます。</p> <p>(1) <u>手話の普及、ろう者に対する理解促進</u></p> <p>ア 地域、職場等における<u>手話の普及</u> ろう者と日常的に関わりのある地域、職場等ではろう者と<u>聞こえる人</u>が簡単な手話で日常会話ができ、ろう者と<u>聞こえる人</u>が支え合う環境づくりを、それ以外の地域等ではろう者への理解等を中心とした<u>手話の普及</u>を進めます。こうした取組の継続により、災害時等に助け合える環境づくりに繋がります。</p> <p>また、多くの人が<u>手話</u>に関心を持ち、身近に感じてもらうため、<u>手話パフォーマンス甲子園等</u>を通じた普及啓発にも力を入れます。</p> <p>さらに、<u>難聴者・中途失聴者も手話が学べる場づくりの検討</u>、<u>手話カフェ等の取組の広がりを通じて、誰もが手話に触れ、学べる環境づくりを進めます。</u></p> <p>【実施施策】県民向けミニ手話講座の開催、手話学習会開催事業費等補助金、手話サークル等助成事業費補助金、手話パフォーマンス甲子園の開催、手話啓発イベントへの助成等</p>
<p>イ 教育における<u>手話言語の普及</u> <u>小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校（以下「小・中学校等」という。）</u>において、ろう児、地域のろう者等との交流を通じて、教職員、<u>児童生徒</u>が<u>一緒に楽しみながら手話言語の普及を進めるとともに、デジタル教材を活用した学習にも取り組みます。</u> 手話学習教材の活用状況等を把握し、手話普及支援員派遣制度の充実を図りながら、各学校における手</p>	<p>イ 教育における<u>手話の普及</u> <u>小中学校・高等学校・特別支援学校</u>において、ろう児、地域のろう者等との交流を通じて、教職員、<u>児童生徒</u>と一緒に楽しみながら<u>手話の普及を進めます。</u>手話学習教材の活用状況等を把握し、手話普及支援員派遣制度の充実を図りながら、各学校における手話の取組を着実に進め、将来的には全学校で<u>手話を学ぶ機会</u>をつくります。</p>

改正計画案	現行計画
<p>話言語の取組を着実に進め、将来的には全学校で手話言語を学ぶ機会をつくります。</p> <p>【実施施策】手話普及支援員派遣制度（手話普及コーディネーターの配置を含む）、手話ハンドブック・鳥取県版児童用手話検定「手話チャレ」・手話ダンス動画「手話のWA」等の手話学習教材の活用推進、聾学校との交流学习の推進、学校における手話言語に関する情報を受発信する窓口役の決定等</p> <p>ウ 行政、公共交通機関等における手話言語の普及・情報発信</p> <p>ろう者及び盲ろう者への理解、手話言語の学習を進め、手話言語を中心とした意思疎通方法により、必要なサービスの提供を行います。また、手話が言語であることの周知啓発や、手話言語による情報発信を包括的に進めるとともに、行政窓口では、手話言語で対応可能な職員増を進めます。</p> <p>また、パブリックコメントの意見募集における手話言語での対応や広報動画等における手話言語への対応など、行政手続・サービスにおける手話言語への対応も進めます。</p> <p>【実施施策】行政職員向け手話講座の開催、知事定例記者会見・議会中継等での話通訳者配置、[再掲]手話学習会開催事業費等補助金等、行政による情報発信における手話言語動画の活用等</p>	<p>【実施施策】手話普及支援員派遣制度（手話普及コーディネーターの配置を含む）、手話ハンドブック等の手話学習教材の活用推進、聾学校との交流学习の推進等</p> <p>【予定施策】学校における手話に関する情報を受発信する窓口役の決定</p> <p>ウ 行政、公共交通機関等における手話の普及・情報発信</p> <p>ろう者への理解、手話学習を進め、手話を中心とした意思疎通方法により、必要なサービスの提供を行います。また、手話による情報発信を進めるとともに、行政窓口では、手話対応可能な職員増を進めます。</p> <p>【実施施策】行政職員向け手話講座の開催、知事定例記者会見・議会中継等での手話通訳者配置、[再掲]手話学習会開催事業費等補助金等</p>
<p>エ <u>デフスポーツを通じたろう者への理解促進</u></p> <p>東京2025デフリンピックに向けた機運醸成を図るとともに、大会成功に向けた支援を行うなど、デフリンピック開催を機にデフスポーツへの関心を高め、ろう者への理解促進を図ります。</p> <p>【実施施策】デフリンピック大会機運醸成事業</p> <p>【予定施策】デフスポーツの推進及び理解・啓発</p>	
<p>(2) <u>ろう者がコミュニケーションしやすい環境づくり</u></p> <p>ア 手話通訳者の養成、派遣事業等の充実</p> <p>正確な手話通訳技術に加え、ろう者の歴史・文化を深く理解し、通訳場面での多様な通訳ニーズに応えられる手話通訳者の養成・派遣事業を進めます。併せて、ろう者の社会活動範囲の拡大に伴う手話言語の多様化・専門化に対応するため、現任研修及び専門研修等の更なる充実により手話通訳者の通訳技術向上を推進します。</p>	<p>(2) <u>手話を使いやすい環境整備</u></p> <p>ア 手話通訳者の養成、派遣事業等の充実</p> <p>正確な手話通訳技術に加え、ろう者の歴史・文化を深く理解し、通訳場面での多様な通訳ニーズに応えられる手話通訳者の養成・派遣事業を進めます。併せて、ろう者の社会活動範囲の拡大に伴う手話の多様化・専門化に対応するため、現任研修等の充実により手話通訳者の通訳技術向上を推進します。</p>

改正計画案	現行計画
<p>また、手話通訳者の増加を目指し、手話奉仕員の増加を促しつつ、手話通訳業務の意義・魅力を広く発信します。</p> <p>さらに、手話通訳者の指導者の養成等を進めるとともに、手話通訳者等の健康管理を進めます。</p> <p>【実施施策】手話通訳者養成研修・派遣事業、手話通訳者トレーナーの配置、手話通訳者指導者養成研修への派遣、手話通訳者等の頸肩腕障がい予防対策等</p>	<p>また、手話通訳者の増加を目指し、手話奉仕員の増加を促しつつ、手話通訳業務の意義・魅力を広く発信します。</p> <p>一方で手話通訳者の健康管理、手話通訳者の指導者養成方法等を検討します。</p> <p>【実施施策】手話通訳者養成研修・派遣事業、手話通訳者トレーナーの配置等</p>
<p>イ <u>きこえない・きこえにくい人への相談支援事業の充実</u> 手話通訳者派遣事業とも十分連携し、通訳現場での課題発見等により、積極的に相談ニーズを把握し、<u>ろう者等が自己選択と自己決定ができるよう必要な支援を行うこと</u>によって課題解決を目指す<u>相談支援事業</u>を推進します。</p> <p>【実施施策】相談支援事業、きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター『<u>きき</u>』設置事業</p>	<p>イ <u>聴覚障がい者相談事業の充実</u> 手話通訳者派遣事業とも十分連携し、通訳現場での課題発見等により、積極的に相談ニーズを把握し、課題解決を目指す<u>相談事業</u>を推進します。</p> <p>また、福祉施設等に入所中のろう者、独居高齢ろう者への見守り活動、ろう者同士又はろう者と聞こえる人との交流機会創出も検討します。</p> <p>【実施施策】聴覚障がい者相談員 【予定施策】手話学習者等による見守り手話ボランティア</p>
<p>ウ <u>きこえない・きこえにくい人が交流できる機会の充実</u> きこえない、きこえにくい人の居場所づくりとして、きこえない人、きこえにくい人、きこえる人が互いに交流できる機会を創出します。</p> <p>また、地域で孤立しがちな高齢ろう者、福祉施設等に入所中のろう者等に対しても<u>交流機会の創出</u>を検討します。</p> <p>【実施施策】〔再掲〕鳥取県障がい者の居場所づくり支援事業補助金、手話通訳者等派遣費補助金、難聴者等向けコミュニケーション学習開催事業費補助金、手話サークル等助成事業費補助金</p> <p>【予定施策】スポーツ、文化活動等における手話ボランティアの交流推進</p>	<p>ア</p>
<p>エ 鳥取聾学校・難聴学級等における「<u>手話言語による教育</u>」の推進</p> <p>教職員の<u>手話言語の習得、手話言語技術向上等</u>を通じて、ろう児が授業内容をより理解しやすくするとともに、ろう教諭等とのかわりにより、自らがろうであることに誇りを持てる環境をつくります。また、同年代の仲間との交流や共同学習等を通じて、ろう児の社会性や豊かな人間性を育みます。</p> <p>また、新生児聴覚検査の理解の促進を図るとともに、<u>きこえない・きこえにくい子どもの保護者に対して</u>医療機関、保健所、市町村保健師、聾学校、療育機関等</p>	<p>ウ 鳥取聾学校・難聴学級における「<u>手話による教育</u>」の推進</p> <p>教職員の<u>手話技術向上等</u>を通じて、ろう児が授業内容をより理解しやすくするとともに、ろう教諭等とのかわりにより、自らがろうであることに誇りを持てる環境をつくります。また、同年代の仲間との交流や共同学習等を通じて、ろう児の社会性や豊かな人間性を育みます。</p> <p>また、<u>ろう児の保護者に対して</u>新生児聴覚検査の理解の促進を図るとともに、医療機関、保健所、市町村保健師、聾学校、療育機関等が早期から連携して支援を行います。教育の分野においても、聾学校が早期か</p>

改正計画案	現行計画
<p>が早期から連携して支援を行います。教育の分野においても、聾学校が早期から関与し、<u>きこえない・きこえにくいことに対する理解の促進や手話言語を習得する機会</u>を提供します。</p> <p>【実施施策】<u>鳥取聾学校による小・中学校等への支援、教職員の</u>手話検定等受験料助成制度、<u>きこえない・きこえにくいことに対する理解と手話言語技術の向上、鳥取聾学校以外の県内教育機関との手話言語の普及に関する連携、新生児聴覚検査体制整備事業、〔再掲〕きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター『きき』設置事業等</u></p>	<p>ら関与し、<u>聴覚障がいに対する理解の促進や手話の学習機会</u>を提供します。</p> <p>【実施施策】<u>鳥取聾学校地域支援部の充実、手話検定等受験料助成制度、教職員の聴覚障がい理解と手話技術の向上等</u></p>
<p>オ ICTを活用した新しいコミュニケーション環境の創出 ICTは視覚的に情報を入手するろう者にとって、日常生活、社会生活又は防災等においても大変有効なツールです。<u>遠隔手話サービス、電話リレーサービスの利用促進、定着化等を通じて、ろう者とICTをつなぎ、新しい手話言語コミュニケーション環境の創出</u>を目指します。</p> <p>また、<u>地域で孤立しがちな高齢ろう者、福祉施設等に入所中のろう者等に対しても手話言語コミュニケーション環境づくりを検討</u>します。</p> <p>さらに、民間企業が進めているAIによる手話画像認識・翻訳技術の確立に協力するとともに、確立後は、その技術の普及を進めます。</p> <p>【実施施策】<u>遠隔手話サービス、電話リレーサービスの地域登録の利用促進、ろう者向けICT学習会</u></p> <p>【予定施策】<u>AIによる手話画像認識・翻訳技術の確立への協力及び確立後の普及</u></p>	<p>エ <u>新しい手話コミュニケーション環境の創出</u> ICTは視覚的に情報を入手するろう者にとって、日常生活、社会生活又は防災等においても大変有効なツールです。<u>遠隔手話通訳サービスの定着化等を通じて、ろう者とICTをつなぎ、新しい手話コミュニケーション環境の創出</u>を目指します。</p> <p>また、地域で孤立しがちな高齢ろう者、福祉施設等に入所中のろう者等に対しても<u>手話コミュニケーション環境づくり</u>を検討します。</p> <p>【実施施策】<u>遠隔手話通訳サービス（＋代理電話支援サービス）</u></p> <p>【予定施策】<u>ろう者向けICT学習会、〔再掲〕手話学習者等による見守り手話ボランティア等</u></p>
<p>カ ろう者が働きやすい環境づくり <u>きこえない・きこえにくい人の就労支援における手話通訳者等派遣事業その他の制度の普及・活用</u>により、ろう者が働きやすい環境づくりを推進します。</p> <p>【実施施策】<u>きこえない・きこえにくい人の就労支援における手話通訳者等派遣事業</u></p> <p>【予定施策】<u>民間企業等における電話リレーサービスの法人登録の利用促進、〔再掲〕民間企業・団体等向けのあいサポート運動の研修でのきこえない・きこえにくいことへの理解啓発</u></p>	<p>オ ろう者が働きやすい環境づくり <u>聴覚障がい者就労支援事業その他の制度の普及・活用</u>により、ろう者が働きやすい環境づくりを推進します。</p> <p>【実施施策】<u>聴覚障がい者就労支援事業</u></p>
<p>キ ととりの手話言語の文化的発展 地域における新しい手話言語の表現の創出、古い地域手話言語の保存・伝承を通じて、鳥取県内の手話言</p>	<p>カ ととりの手話の文化的発展 地域における新しい手話表現の創出、古い地域手話の保存・伝承を通じて、鳥取県内の手話表現の豊かさ、</p>

改正計画案	現行計画
<p>語表現の豊かさ、多様性を育み、文化的発展を促進します。</p> <p>【実施施策】とっどりの手話を創り、守り、伝える事業補助金</p> <p>【予定施策】<u>「とっどりの手話言語」等を活用した手話言語文化の保存・伝承の取組</u></p>	<p>多様性を育み、文化的発展を促進します。</p> <p>【実施施策】とっどりの手話を創り、守り、伝える事業補助金</p>
<p><u>ク 自然災害及び感染症拡大等の非常時に備えた体制づくり</u></p> <p><u>ろう者が情報を取得・利用し円滑な意思疎通を図ることができるよう、自然災害や感染症拡大時の非常時に備えた体制づくりを検討します。</u></p> <p>【実施施策】<u>遠隔手話サービスを利用した意思疎通支援体制の強化、〔再掲〕電話リレーサービスの地域登録の利用促進、避難所におけるろう者対応の体制整備</u></p>	

改正計画案		現行計画			
7 数値目標					
今後、手話施策の推進により、目標とすべき数値を示します。					
(改正計画案)					
区分	R4		R14目標	備考	
登録手話通訳者数	65 人	→	102 人	手話通訳者派遣件数の伸び率等から推計	
【関連施策】手話通訳者養成研修事業					
手話通訳者等設置事業人役	4.33 人役	→	4.50 人役	過去の実績から推計	
手話通訳者派遣件数 (団体派遣)	780 件	→	1,400 件/年	過去の実績から推計	
【関連施策】手話通訳者派遣事業					
手話講座等受講者数	734人/件	→	2,700 人/年	過去の実績から推計	
【関連施策】県民向けミニ手話講座の開催、手話学習会開催事業費等補助金					
鳥取県職員人材開発センター主催の手話講座の受講率		→	100 %		
【関連施策】行政職員向け手話講座の開催					
学校における手話言語の取組の実施率		→	100 %		
【関連施策】手話普及支援員派遣制度、手話ハンドブック等の手話学習教材の活用推進、学校における手話に関する情報を受発信する窓口役の決定					
(参考1) 登録手話奉仕員数 115人(令和5年度)					
(参考2) 登録手話通訳者数のうち、(公社)鳥取県聴覚障害者協会職員 R4年度：15人					

(現行計画)					
区分	H24	H25		H35目標	備考
登録手話通訳者数	32 人	35 人	→	65 人	H24の2倍
【関連施策】手話通訳者養成研修事業					
手話通訳者設置事業人役	1.52 人役	1.52 人役	→	4.50 人役	H24の3倍
手話通訳者派遣件数 (団体派遣)	461 件	693 件	→	1,400 件/年	H24の3倍
【関連施策】手話通訳者派遣事業					
手話講座等受講者数		1,242 人/半年	→	2,500 人/年	H25並み
【関連施策】県民向けミニ手話講座の開催、手話学習会開催事業費等補助金					
手話等に対応できる職員が県職員(行政職員)に占める割合			→	15 %	
【関連施策】行政職員向け手話講座の開催					
学校における手話の取組の実施率			→	100 %	
【関連施策】手話普及支援員派遣制度、手話ハンドブック等の手話学習教材の活用推進、学校における手話に関する情報を受発信する窓口役の決定					
(参考1) 登録手話奉仕員数 72人(平成26年度)					
(参考2) 登録手話通訳者数のうち、コミュニケーション支援センターふくろう(現：(公社)鳥取県聴覚障害者協会)職員 平成24年度：8人、平成25年度：7人					

改正計画案	現行計画
8 鳥取県手話施策推進協議会委員等名簿 (略)	8 鳥取県手話施策推進協議会委員等名簿 (略)

鳥取県手話言語施策推進計画（案）

鳥 取 県

平成 2 7 年 3 月

（令和 6 年 3 月改定）

第 2 回鳥取県手話施策推進協議会（11 月 21 日開催）から変更のあった内容は次のとおりです。（該当箇所を青字で記載）

※今後の内部決裁等により最終案は一部変更の可能性があります。

- ・ 前回会議での委員からの御意見を反映。
- ・ 2 計画の検討経過、各方針の実施策及び予定施策の情報を更新。
- ・ 教育・学校関係の文言の一部を適切な表現に修正。（内容自体は変更なし）

目次

はじめに	P 1
1 計画の位置付け、計画期間	P 2
(1) 計画の位置付け	
(2) 計画期間	
2 計画の検討経過	P 2
3 計画の理念	P 2
4 施策の基本的な考え方	P 2～3
(1) 手話言語の普及及び手話言語による情報発信を 通じたいろう者に対する理解促進	
(2) ろう者がコミュニケーションしやすい環境づくり	
5 計画推進イメージ	P 3
6 手話言語施策推進方針	P 3～7
(1) 手話言語の普及及び手話言語による情報発信を 通じたいろう者に対する理解促進	
ア 地域、職場等における手話言語の普及	
イ 教育における手話言語の普及	
ウ 行政、公共交通機関等における手話言語の普及・情報発信	
エ デフスポーツを通じたいろう者への理解促進	
(2) ろう者がコミュニケーションしやすい環境づくり	
ア 手話通訳者の養成、派遣事業等の充実	
イ きこえない・きこえにくい人への相談支援事業の充実	
ウ きこえない・きこえにくい人が交流できる機会の充実	
エ 鳥取聾学校・難聴学級等における「手話言語による教育」の推進	
オ ICTを活用した新しいコミュニケーション環境の創出	
カ ろう者が働きやすい環境づくり	
キ とっどりの手話言語の文化的発展	
ク 自然災害及び感染症拡大等の非常時に備えた体制づくり	
7 数値目標	P 7
8 鳥取県手話施策推進協議会委員等名簿	P 8

はじめに

(未定)

令和6年〇月

鳥取県知事 平井 伸治

1 計画の位置付け、計画期間

(1) 計画の位置付け

この計画は、鳥取県手話言語条例（以下「条例」といいます。）第8条第1項に基づき、「手話言語が使いやすい環境を整備するために必要な施策」について定めるものです。

(2) 計画期間 令和6年度から令和14年度まで

なお、この計画期間に関わらず、改正が必要と認められる場合には随時見直しを行います。

2 計画の検討経過

本計画は第2期の計画となりますが、第1期の計画策定後、計画の進捗状況について毎年検証してきました。この度の計画改正に当たり、第1期の計画に係る検証結果やパブリックコメントで得られた意見を参考としながら、鳥取県手話施策推進協議会において約2年間、計5回にわたって議論を進めました。

令和4年	1月	手話施策推進協議会1	…	計画の改正の方向性を検討
令和5年	2月	手話施策推進協議会2	…	改正後の計画の概要案を検討
	8月	手話施策推進協議会3	…	改正後の計画の概要案を再検討
	11月	手話施策推進協議会4	…	改正後の計画案を検討
令和6年	2月	改正計画案に関するパブリックコメントを実施		
令和6年	3月	手話施策推進協議会5	…	改定計画最終案の決定 手話言語施策推進計画の改正

3 計画の理念

手話が言語であるとの認識の下、手話言語の普及を通じて、ろう者ときこえる人が互いの個性・人格を尊重して、共生する社会を目指します。

4 施策の基本的な考え方

施策の立案・推進にあたっては、計画の理念を踏まえつつ、以下の考え方を基本とします。

(1) 手話言語の普及及び手話言語による情報発信を通じたろう者に対する理解促進

共生社会の実現を目指すためにも、障がいの有無に関わらず誰でも等しく必要な情報を得られる環境を整えることが必要であり、手話言語は、ろう者にとって重要な意思疎通の手段であることから、国や地方自治体だけではなく、民間も一緒になって手話言語を普及していく取組を進めていくことが求められます。

また、人と人が対面し、互いの目を合わせて意思等を伝え合う手話言語には、ICT全盛の現代社会だからこそ学ぶべき大切な要素が含まれており、手話言語を知り、理解を深めることが、ろう者が安心して暮らせる地域づくりにつながっていく

ます。

手話言語の普及及び手話言語による情報発信は、手話言語の表現を覚えるだけではなく、ろう者の生活・文化等を知り、ろう者ときこえる人が交流し、コミュニケーションの重要性を実感しつつ、互いの理解を深め、学びあうためのものとして、大切に推進します。

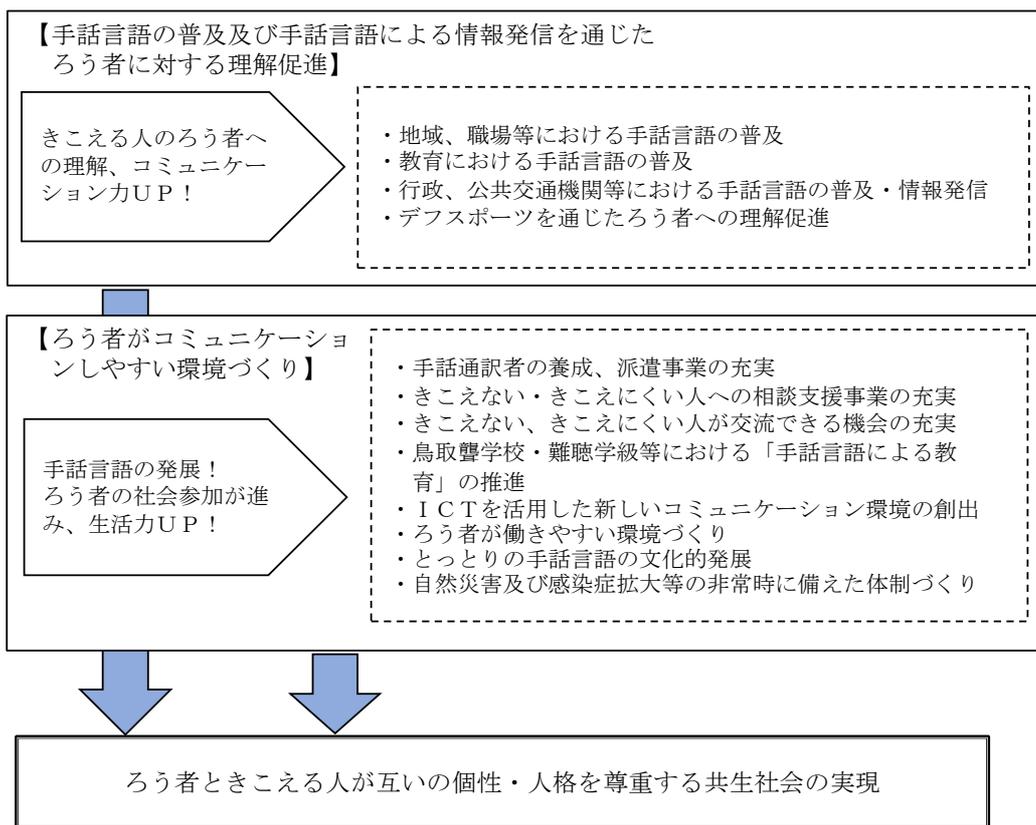
さらに、東京2025デフリンピック開催を機にデフスポーツを通して、ろう者への理解促進を図ります。

(2) ろう者がコミュニケーションしやすい環境づくり

ろう者の文化を尊重し、ろう者の生活・ニーズを踏まえ、手話通訳者の養成やICTの活用などに努めていくことは、ろう者にとっての社会的障壁の除去、ろう者に対する合理的配慮の提供に寄与するものであることから、ろう者ときこえる人がコミュニケーションしやすい環境づくりを推進します。

5 計画推進イメージ

計画の理念である共生社会実現のため、次のとおり計画推進イメージを示します。



6 手話言語施策推進方針

次のとおり、手話言語施策推進方針を定め、総合的に施策を推進していきます。

(1) 手話言語の普及及び手話言語による情報発信を通じたろう者に対する理解促進

ア 地域、職場等における手話言語の普及

ろう者と日常的に関わりのある地域、職場等ではろう者ときこえる人が簡単な手話言語で日常会話ができ、ろう者ときこえる人が支え合う環境づくりを、それ以外の地域等ではろう者への理解等を中心とした手話言語の普及を進めます。こうした取組の継続により、災害時等に助け合える環境づくりに繋がります。

また、多くの人々が手話言語に関心を持ち、身近に感じてもらうため、手話パフォーマンス甲子園、とっとり手話フェス等を通じた普及啓発にも力を入れます。

さらに、きこえない・きこえにくい人も手話言語が学べる場づくりを進めます。

手話カフェ及びICTを活用した取組等の広がりを通じて、誰もが手話言語に触れ、学べる環境づくりを進めます。

また、民間企業における情報発信や各種イベントでの手話言語の活用等が進むよう普及啓発に取り組めます。

【実施施策】 県民向けミニ手話講座の開催、手話学習会開催事業費等補助金、手話サークル等助成事業費補助金、手話パフォーマンス甲子園及びとっとり手話フェスの開催、手話啓発イベントへの助成、きこえない・きこえにくい人の相談支援セミナー実施事業補助金、難聴者等向けコミュニケーション学習開催事業費補助金、手話検定等受験料助成制度、鳥取県障がい者の居場所づくり支援事業補助金等

【予定施策】 民間企業・団体等向けのあいサポート運動の研修での手話言語を使った情報発信の推奨及びきこえない・きこえにくいことへの理解啓発

イ 教育における手話言語の普及

小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校（以下「小・中学校等」という。）において、ろう児、地域のろう者等との交流を通じて、教職員、児童生徒と一緒に楽しみながら手話言語の普及を進めるとともに、デジタル教材を活用した学習にも取り組めます。

手話学習教材の活用状況等を把握し、手話普及支援員派遣制度の充実を図りながら、各学校における手話言語の取組を着実に進め、将来的には全学校で手話言語を学ぶ機会をつくれます。

【実施施策】 手話普及支援員派遣制度（手話普及コーディネーターの配置を含む）、手話ハンドブック・鳥取県版児童用手話検定「手話チャレ」・手話ダンス動画「手話のWA」等の手話学習教材の活用推進、聾学校との交流学习の推進、学校における手話言語に関する情報を受発信する窓口役の決定等

ウ 行政、公共交通機関等における手話言語の普及・情報発信

ろう者及び盲ろう者への理解、手話言語学習を進め、手話言語を中心とした意思疎通方法により、必要なサービスの提供を行います。また、手話が言語であることの周知啓発や、手話言語による情報発信を包括的に進めるとともに、行政窓口では、手話言語で対応可能な職員増を進めます。

また、パブリックコメントの意見募集における手話言語での対応や広報動画等に

おける手話言語への対応など、行政手続・サービスにおける手話言語への対応も進めます。

【実施施策】行政職員向け手話講座の開催、知事定例記者会見・議会中継等での話通訳者配置、
〔再掲〕手話学習会開催事業費等補助金、行政による情報発信における手話言語動画の活用等

エ デフスポーツを通じたろう者への理解促進

東京2025デフリンピックに向けた機運醸成を図るとともに、大会成功に向けた支援を行うなど、デフリンピック開催を機にデフスポーツへの関心を高め、ろう者への理解促進を図ります。

【実施施策】デフリンピック大会機運醸成事業

【予定施策】デフスポーツの推進及び理解・啓発

(2) ろう者がコミュニケーションしやすい環境づくり

ア 手話通訳者の養成、派遣事業等の充実

正確な手話通訳技術に加え、ろう者の歴史・文化を深く理解し、通訳場面での多様な通訳ニーズに応えられる手話通訳者の養成・派遣事業を進めます。併せて、ろう者の社会活動範囲の拡大に伴う手話言語の多様化・専門化に対応するため、現任研修及び専門研修等の更なる充実により手話通訳者の通訳技術向上を推進します。

また、手話通訳者の増加を目指し、手話奉仕員の増加を促しつつ、手話通訳業務の意義・魅力を広く発信します。

さらに、手話通訳者の指導者の養成等を進めるとともに、手話通訳者等の健康管理を進めます。

【実施施策】手話通訳者養成研修・派遣事業、手話通訳者トレーナーの配置、手話通訳者指導者養成研修への派遣、手話通訳者等の頸肩腕障がい予防対策等

イ きこえない・きこえにくい人への相談支援事業の充実

手話通訳者派遣事業とも十分連携し、通訳現場での課題発見等により、積極的に相談ニーズを把握し、ろう者等が自己選択と自己決定ができるよう必要な支援を行うことにより課題解決を目指す相談支援事業を推進します。

【実施施策】相談支援事業、きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター『きき』設置事業

ウ きこえない・きこえにくい人が交流できる機会の充実

きこえない、きこえにくい人の居場所づくりとして、きこえない人、きこえにくい人、きこえる人が互いに交流できる機会を創出します。

また、地域で孤立しがちな高齢ろう者、福祉施設等に入所中のろう者等に対しても交流機会の創出を検討します。

【実施施策】〔再掲〕鳥取県障がい者の居場所づくり支援事業補助金、手話通訳者等派遣費補助金、難聴者等向けコミュニケーション学習開催事業費補助金、手話サークル等助成事業費補助金

【予定施策】スポーツ、文化活動等における手話ボランティアの交流推進

エ 鳥取聾学校・難聴学級等における「手話言語による教育」の推進

教職員の手話言語習得、手話言語技術向上等を通じて、ろう児が授業内容をより理解しやすくするとともに、ろう教諭等とのかかわりにより、自らがろうであることに誇りを持てる環境をつくります。また、同年代の仲間との交流や共同学習等を通じて、ろう児の社会性や豊かな人間性を育みます。

また、新生児聴覚検査の理解の促進を図るとともに、きこえない・きこえにくい子どもの保護者に対して医療機関、保健所、市町村保健師、聾学校、療育機関等が早期から連携して支援を行います。教育の分野においても、聾学校が早期から関与し、きこえない・きこえにくいことに対する理解の促進や手話言語を習得する機会を提供します。

【実施施策】鳥取聾学校による小・中学校等への支援、教職員の支援部の充実、手話検定等受験料助成制度、きこえない・きこえにくいことに対する理解と手話言語技術の向上、鳥取聾学校以外の県内教育機関との手話言語の普及に関する連携、新生児聴覚検査体制整備事業、〔再掲〕きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター『きき』設置事業等

オ ICTを活用した新しいコミュニケーション環境の創出

ICTは視覚的に情報を入手するろう者にとって、日常生活、社会生活又は防災等においても大変有効なツールです。遠隔手話サービス、電話リレーサービスの利用促進、定着化等を通じて、ろう者とICTをつなぎ、新しい手話言語コミュニケーション環境の創出を目指します。

また、地域で孤立しがちな高齢ろう者、福祉施設等に入所中のろう者等に対しても手話言語コミュニケーション環境づくりを検討します。

さらに、民間企業が進めているAIによる手話画像認識・翻訳技術の確立に協力するとともに、確立後は、その技術の普及を進めます。

【実施施策】遠隔手話サービス、電話リレーサービスの地域登録の利用促進、ろう者向けICT学習会

【予定施策】AIによる手話画像認識・翻訳技術の確立への協力及び確立後の普及

カ ろう者が働きやすい環境づくり

きこえない・きこえにくい人の就労支援における手話通訳者等派遣事業その他の制度の普及・活用により、ろう者が働きやすい環境づくりを推進します。

【実施施策】きこえない・きこえにくい人の就労支援における手話通訳者等派遣事業

【予定施策】民間企業等における電話リレーサービスの法人登録の利用促進、〔再掲〕民間企業・団体等向けのあいサポート運動の研修でのきこえない・きこえにくいことへの理解啓発

キ とつとりの手話言語の文化的発展

地域における新しい手話言語表現の創出、古い地域手話言語の保存・伝承を通じて、鳥取県内の手話言語表現の豊かさ、多様性を育み、文化的発展を促進します。

【実施施策】とっとりの手話を創り、守り、伝える事業補助金

【予定施策】「とっとりの手話言語」等を活用した手話言語文化の保存・伝承の取組

ク 自然災害及び感染症拡大等の非常時に備えた体制づくり

ろう者が情報を取得・利用し円滑な意思疎通を図ることができるよう、自然災害や感染症拡大時の非常時に備えた体制づくりを検討します。

【実施施策】遠隔手話サービスを利用した意思疎通支援体制の強化、〔再掲〕電話リレーサービスの地域登録の利用促進、避難所におけるろう者対応の体制整備

7 数値目標

今後、手話施策の推進により、目標とすべき数値を示します。

区分	R4		R14目標	備考
登録手話通訳者数	65 人	→	102 人	手話通訳者派遣件数の伸び率等から推計
【関連施策】手話通訳者養成研修事業				
手話通訳者等設置事業人役	4.33 人役	→	4.50 人役	過去の実績から推計
手話通訳者派遣件数 (団体派遣)	780 件	→	1,400 件/年	過去の実績から推計
【関連施策】手話通訳者派遣事業				
手話講座等受講者数	734人/件	→	2,700 人/年	過去の実績から推計
【関連施策】県民向けミニ手話講座の開催、手話学習会開催事業費等補助金				
鳥取県職員人材開発センター主催の手話講座の受講率		→	毎年 100 %	
【関連施策】行政職員向け手話講座の開催				
学校における手話言語の取組の実施率	93.8%	→	100 %	
【関連施策】手話普及支援員派遣制度、手話ハンドブック等の手話学習教材の活用推進、学校における手話言語に関する情報を受発信する窓口役の決定				

(参考1) 登録手話奉仕員数 115人(令和5年度)

8 鳥取県手話施策推進協議会委員等名簿

区分	所属等	氏名	備考
当事者 団体	公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会理事	戸羽 伸一	協議会長
	鳥取県東部聴覚障がい者センター相談員	下堂 蘭 里美	
	鳥取県きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター「きき」主任	須崎 まり子	
関係者 団体	全国手話通訳問題研究会鳥取支部運営委員	野川 ひとみ	
	鳥取県手話サークル連絡協議会事務局長	田中 優子	
	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会事務局次長兼総務部長	今岡 誠一	
事業者	グッドヒル株式会社仕上物流センター長	河村 雅仁	
教育	鳥取県立鳥取豊学校長	秋田 易子	
	鳥取県立岩美高等学校校長	辻中 孝彦	
オブザー バー	鳥取市福祉部障がい福祉課長	田川 新一	
	米子市福祉保健部障がい者支援課長	米田 克宏	
	NHK鳥取放送局企画編成部副部長	寺師 航	
	鳥取県病院局長	竹内 和久	
	鳥取県警察本部人材育成課長	賀須井 司	
	日本財団公益事業部国内事業審査チームリーダー	菊地 佐知子	

「鳥取県手話言語施策推進計画（改定案）」に対するご意見（パブリックコメント）への対応方針

資料4

<対応状況> ①反映した（一部反映も含む）、②記載済、③今後の検討課題、④対応できない、⑤その他上記に分類できないもの

No.	意見者	改定案項目	意見カテゴリ	意見等	対応方針	対応状況	意見日	意見の手段
1	1	6(1)ウ	行政等情報発信	【行政等における手話言語の普及・情報発信】について TV等における県内情報、施設案内、地元CM等に可能な限り手話を付けてほしい。	パブリックコメントの意見募集をはじめ、行政による情報発信においては、手話言語動画の活用等を進めていくとともに、県のコマーシャルにおける手話言語への対応を進めていくこととしています。	②記載済	2月14日	メール
2	8			テレビで流れる県のコマーシャルに手話通訳がないことが多いので、付けてもらいたい。			2月26日	FAX
3	1	6(1)ウ	行政等情報発信	【行政等における手話言語の普及・情報発信】について 県内施設内の説明板にQRコードを付け、スマホをかざすと手話で説明を受けることができるシステムがほしい。	行政による情報発信において手話言語動画の活用等を進めていくこととしています。県内施設内の説明板についても、手話言語動画による説明の在り方等について今後、鳥取県手話施策推進協議会等で議論していきたいと考えています。	③今後の検討課題	2月14日	メール
4	1	6(1)エ	デフスポーツ	ろう者がスポーツへ関心がある場合の指導者確保、チームスポーツの場合は人員勧誘、確保が必要。	デフスポーツについて、競技における指導者や選手の確保について、各競技団体をはじめ関係団体と連携を図り、県としてもデフスポーツの推進を図っていくこととしています。また、選手の発掘・育成については、引き続き進めていきます。	②記載済	2月14日	メール
5	1	6(1)イ、 6(2)エ	教育における手話言語普及、聾学校等での教育	ろう学校と県内の手話学習をしている学校との遠隔交流授業、ろう学校と県外のろう学校との遠隔交流を行ってほしい。	鳥取聾学校においては、県内の手話学習をしている学校と交流や、同年代の仲間との交流・共同学習等を行っていくこととしています。ICTを活用した県内外の学校との遠隔交流については、その効果や直接交流とのバランス等も考慮しながら必要な検討をいたします。	②記載済	2月14日	メール
6	1	6(2)ク	非常時体制	避難所では、本人又は避難所から協会（？）にろう者がいる旨を連絡し、ろう者の居場所を一括把握してほしい。	災害時にろう者が情報を取得・利用し、円滑な意思疎通を図ることができるよう非常時に備えた体制づくりを検討していくこととしています。 なお、市町村が行う福祉避難所の確保・運営の参考となるようとりまとめた「福祉避難所及び福祉避難スペース確保・運営対策指針」において、「必要な専門職・周囲の人の支援」として手話通訳者や要約筆記者・聴覚障がい者団体などの関係者といった専門職の手配の記載があり、必要に応じて専門機関等に連絡を取ることとされています。 今後、鳥取県手話施策推進協議会等で災害時の対応についても議論していきたいと考えています。	③今後の検討課題	2月14日	メール
7	1	6(2)ク	非常時体制	避難所ではろう者は自分が聴覚障がい者である旨を伝え、ピブスカ名札（本人に了解を得た上で）を着用し、周囲の人にも配慮を仰いでほしい。	避難所において、どのような形で周囲に聴覚障がいがあるかお知らせすることが適切か等について、関係団体等の意見を伺った上で必要な対応を検討していきます。	③今後の検討課題	2月14日	メール

No.	意見者	改定案項目	意見カテゴリ	意見等	対応方針	対応状況	意見日	意見の手段
8	1	6(2)ク	非常時体制	避難所にろう者がいた場合は、アイドラゴンの設置、手話通訳者の派遣が必要。	災害時にろう者が情報を取得・利用し、円滑な意思疎通を図ることができるよう非常時に備えた体制づくりを検討していくこととしています。 なお、「福祉避難所及び福祉避難スペース確保・運営対策指針」において、「必要な専門職・周囲の人の支援」として手話通訳者や要約筆記者・聴覚障がい者団体などの関係者といった専門職の手配が、「必要な環境・備品」としてインターネットテレビ（手話版）・CS 障がい者放送（手話や字幕で情報を伝えるテレビ番組）専用受信機の確保について盛り込まれています。 県においては、避難所で必要な情報を取得できるよう、市町村の資機材整備については財政支援を行い、情報アクセシビリティ対応機器の導入を促進します。	②記載済	2月14日	メール
9	2	6(1)イ	教育における手話言語普及	条例ができてから、学生への手話普及は進んでいると感じているが、パフォーマンス甲子園をするぐらいなので手話を専門的に学べる学校があれば良い。歴史や文化も一緒に教えてほしい。	県内の学校において、例えば県立岩美高等学校では福祉類型の必修科目として、県立米子高等学校では総合学科の選択科目として、手話言語の科目を設定し、きこえない・きこえにくいことや手話言語に関する学習を行っており、歴史や文化も一緒に教えています。	②記載済	2月18日	F A X
10	2	6(1)ウ	行政等情報発信	10年前にDVD「手話でつながる支え合うコミュニケーション」が作成されているが、手話の認知度を含め10年の節目にもう一度作成してみてもどうか。	10年前に作成したDVD「手話でつながる支え合うコミュニケーション」は現在も貸出を行い、活用されています。また、とっとり動画ちゃんねるにも同じ内容を掲載しており、毎年多くの視聴があります。各種手話言語動画を活用して情報発信を行うことにより、手話が言語であることの周知啓発を進めていくこととしています。	②記載済	2月18日	F A X
11	3	6(1)ウ	行政等情報発信	行政が進めてきた条例なのに、公的な施設を訪れる時でも手話通訳をろう者本人が手配する必要がある。手話通訳の手配方法を知っている公務員はどれだけいるのか。公共施設では「筆談をします」マークを見かけるが、言語が違うのでそれなりの訓練・技術・知識を有している人なのであろう。公的な文書は言葉が難しく、読んでいないろう者もいる。ろう者相手の文書をわかりやすくする合理的配慮があっても良い。	参考意見として拝受します。 なお、県では公文書の作成に当たっては、分かりやすい言葉で的確かつ簡潔に記載しなければならないとしており、引き続き徹底を図りたいと考えています。	⑤その他上記に分類できないもの	2月18日	F A X
12	3	6(1)ウ	行政等情報発信	今まで「手話」だったのに「言語」を付けることで無理矢理な感じがする。わざわざ付けたい目的は何か。手話を学んでいる私達に納得のいく説明が欲しい。	県においては、「手話が言語であること」という認識の下、本計画の改正に当たっては、手話が言語であることが改めて認識されるよう、手話を言語として使う皆様の意見を尊重し、「手話言語」と表記を変更するものです。	⑤その他上記に分類できないもの	2月18日	F A X
13	4	6(1)ア	地域・職場等での手話言語普及	手話のできない中途失聴者が多数いる。難聴者のための手話講座はわずか7回で終了した。手話サークルで学びたくても聞きとれない。平等に手話を学ぶ場所、難聴者のための手話サークルが必要。できなければ手話サークルに要約筆記派遣をお願いしたい。	難聴者向けの手話講座の開催など、きこえない・きこえにくい人も手話言語が学べる場づくりを進めていますが、講座の開催方法等については、鳥取県聴覚障害者協会と協議しながら検討していきます。 また、新たな手話サークルを立ち上げられた場合は、手話サークル等の活動を促進し、手話言語の裾野を広げることを目的とした手話サークル等助成事業費補助金を活用していただけます。	③今後の検討課題	2月20日	F A X
14	5			中途失聴者が手話を学べる場を通いやすい場に設けてほしい。加齢に伴う難聴・失聴者は増えているが、補聴器の限界で社会をあきらめる声が少なくない。			2月24日	F A X
15	23			中途失聴者だが、手話講座の入門編受講後は地域の手話サークルへの加入をと言われるが、レベルの違いやきこえないことで気後れする。入門編後に初級、中級のコースがあれば、同じようなレベルの人と一緒に学ぶことで、障がい者にはピアサポートの効果もあると思う。			2月29日	F A X

No.	意見者	改定案項目	意見カテゴリ	意見等	対応方針	対応状況	意見日	意見の手段
16	4	6(2)オ	ICT活用	電話リレーサービス、災害時遠隔通訳登録はいずれもスマホ、タブレットが必要。これらを持たない障がい者も多いので助成をお願いしたい。	きこえない・きこえにくい人や発話困難な方等の情報アクセス向上及び電話リレーサービスの加入促進のため、新たに電話リレーサービスに加入される場合、使用するタブレット型端末又はスマートフォンの購入を支援しています。	②記載済	2月20日	F A X
17	5	6(2)オ	ICT活用	災害対策として、スマートフォンを情報・連絡手段に使えるよう高齢者ろう者向けの使い方指導・相談場所を設けてほしい。	高齢者ろう者がスマートフォンの使い方を学んだり相談したりできるよう、ろう者向けICT学習会の開催等を進めていくこととしています。	②記載済	2月24日	F A X
18	6	6(2)ア、オ	手話通訳者の養成・派遣、ICT活用	病院、事務所、買い物の説明がわかりにくい。カードが作りにくい。	市町村においては、外出の際などに手話通訳が必要な場合に手話通訳者を派遣する事業を東・中・西部の各圏域ごとに実施しています。また、遠隔手話サービスの利用促進とあわせ、病院・施設等における遠隔手話サービスの導入が進むようあいサポート運動の研修等を通じて事業者への理解啓発に取り組んでいくこととしています。	②記載済	2月26日	F A X
19	7	6(1)ウ	行政等情報発信	「手話言語」という言葉に対して違和感がない。良い。	御意見いただいたとおり、可能な限り「手話言語」の表記に変更していくこととしています。	②記載済	2月26日	F A X
20	8			「手話言語」に賛成する。			2月26日	F A X
21	9			「手話言語」に変更するのは賛成である。			2月26日	F A X
22	7	6(1)ア、6(2)オ	地域・職場等での手話言語普及、ICT活用	職場でのコミュニケーションに困るときがあるので、遠隔手話が使えるようにしてもらいたい。	企業・団体等における遠隔手話サービスの導入が進むよう、あいサポート運動の研修等できこえない・きこえにくいことへの理解啓発や遠隔手話サービスのPRに取り組んでいくこととしています。	②記載済	2月26日	F A X
23	8			会社で手話通訳者をわざわざ呼べないような簡易な内容であれば、遠隔手話が使えたら助かる。			2月26日	F A X
24	9			遠隔手話サービスの対象範囲に職場も入れてほしい。			2月26日	F A X
25	8	6(1)エ	デフスポーツ	デフリンピックの知名度を高めてほしい。	2025東京デフリンピック開催を契機に、様々なイベント等において大会PRやデフリンピックの周知・理解を図っていくこととしています。また、選手の発掘・育成についても各競技団体をはじめ関係機関と連携を図り、進めていきます。	②記載済	2月26日	F A X
26	21			デフスポーツに参加できる条件をクリアできる、きこえない・きこえにくい子どもたち・家族はその情報を知らない。デフスポーツを周知することにより、きこえない・きこえにくいことへの理解が深まるとよい。			2月28日	F A X
27	9	6(2)ク	非常時体制	避難所での情報保障があれば良い。きこえない人専用のコーナーもあれば良い。	災害時にろう者が情報を取得・利用し、円滑な意思疎通を図ることができるよう非常時に備えた体制づくりを検討していくこととしています。 「鳥取県避難所運営マニュアル作成指針」においては、掲示板・回覧板・施設内放送等多様な手段を用いた情報の周知、高齢者や障がい者、外国人等の要配慮者の多様な特性への配慮（聴覚障がい者：手話、筆談、資料の配布、文字情報の提供、手話通訳の配置）について記載されています。	③今後の検討課題	2月26日	F A X
28	9	—	—	音声を変換するアプリの誤字率を少なくしてほしい。	参考意見として拝受します。	⑤その他上記に分類できないもの	2月26日	F A X
29	10	6(2)ウ	交流機会の充実	ろうの高齢者の居場所がほしい。（県内各地で集まりやすい場所）	鳥取県障がい者の居場所づくり支援事業補助金の活用等により、ろう者同士、ろう者と地域のきこえにくい・きこえる人が互いに交流できる機会の創出を進めていくこととしています。	②記載済	2月26日	F A X
30	13			年齢に関係なく、手話で話ができる場所がほしい。			2月26日	F A X

No.	意見者	改定案項目	意見カテゴリ	意見等	対応方針	対応状況	意見日	意見の手段
31	11	6(1)ア、 6(2)オ	地域・職場等での手話言語普及、ICT活用	介護施設に手話ができる職員がほしい。訪問ヘルパーも手話のできる人を養成してほしい。	手話学習会補助金の活用等により、事業者における自発的な手話学習を促していくとともに、介護施設等への遠隔手話サービスの導入等ろう者がコミュニケーションしやすい環境整備が進むよう、あいサポート運動の研修等できこえない・きこえにくいことへの理解啓発に取り組んでいくこととしています。	②記載済	2月26日	F A X
32	14			今ある老人施設やホームに手話のできるスタッフがいてほしい。			2月26日	メール
33	20			高齢のろう者のために介護施設や入所施設に手話のできる職員やヘルパーが必要。			2月27日	郵送
34	12	6(1)ア、 6(2)オ	地域・職場等での手話言語普及、ICT活用	買い物時にレジの人が簡単な手話ができると助かる。	手話学習会補助金の活用等により、事業者における自発的な手話学習を促していくこととしています。また、遠隔手話サービスの利用促進とあわせ、企業等への遠隔手話サービスの導入が進むようあいサポート運動の研修等を通じて事業者への理解啓発に取り組んでいくこととしています。	②記載済	2月26日	F A X
35	13			買い物をするときに手話が通じるスタッフがいたら安心。			2月26日	F A X
36	15			銀行・信用金庫など、金融機関に手話のできるスタッフがいてほしい。			2月27日	F A X
37	16			大きなスーパー（イオン等）に手話のできるスタッフがほしい。			2月27日	F A X
38	12	6(1)ア	地域・職場等での手話言語普及	ろう者、難聴者、健聴者が一緒になって楽しめるイベントがたくさんあるとうれしい。	きこえない・きこえにくい・きこえるに関わらず誰もが一緒に楽しめるイベントとして、手話パフォーマンス甲子園、とっとり手話フェスを開催し、多くの人に手話言語を身近に感じてもらい、その普及啓発を図っていくこととしています。	②記載済	2月26日	F A X
39	14	6(1)イ	教育における手話言語普及	手話普及支援員登録者の見直しを進めてほしい。支援にはある程度の手話の技術（手話奉仕員以上のレベル）が必要である。ろう者の歴史の説明はろう支援員が行うこと。年に数回、支援員の勉強会が必要。	令和6年度の手話普及支援員の登録票から、資格等を明記する欄を設け登録者の手話の技術を把握することとしました。今後も、学校のニーズに応じた派遣に努めるとともに、学習におけるろう者の支援員の役割についてよりよいものとなるよう検討していきます。また、今年度、地区別支援員情報交換会を実施し、学習する内容等の確認を行いました。引き続き充実に向けて取り組んでいくこととしています。	②記載済	2月26日	メール
40	14	-	-	ろう者専用の老人ホームがほしい。広島県のあすらや荘や、淡路島のふくろうの里みたいな施設があればよい。	ろう者、難聴者、盲ろう者専用の老人ホームやグループホーム等の設置は現時点で考えておりませんが、手話学習会補助金の活用等により、事業者における自発的な手話学習を促していくとともに、老人ホーム等への遠隔手話サービスの導入等ろう者がコミュニケーションしやすい環境整備が進むよう、あいサポート運動の研修等できこえない・きこえにくいことへの理解啓発に取り組んでいくこととしています。	③今後の検討課題	2月26日	メール
41	16			ろう者、難聴者、盲ろう者が安心して過ごせるホームをつくってほしい。			2月27日	F A X
42	22			高齢の聴覚障がい者が安心して暮らせる施設（グループホーム）の設置			2月28日	F A X
43	14	6(2)ウ	交流機会の充実	一人暮らしの高齢ろう者や施設入所のろう者を訪問して話を聞いたり、自立できるろう者が入所している施設に手話サークルやろう者が訪問して交流するような見守り事業をしてほしい。	鳥取県障がい者の居場所づくり支援事業や手話サークル等助成事業の補助金等の活用により、地域で孤立しがちな高齢ろう者、福祉施設等入所中のろう者を、手話サークル等が訪問して交流する機会をつくることを検討していくこととしています。	②記載済	2月26日	メール
44	17	6(1)ウ	行政等情報発信	市役所に手話通訳が1名いるが、1～2名増やしてほしい。休んだ日は代わりの通訳者がおらず、不便である。	参考意見として拝受します。 なお、いただいた御意見は市役所にお伝えします。	⑤その他上記に分類できないもの	2月27日	F A X
45	18	6(1)ア、 6(2)ア	地域・職場等での手話言語普及、手話通訳者養成・派遣	高齢のろう者が安心して利用できる（情報保障のある）デイサービス、老人ホームがない。高齢化が進み、介護を必要とするろう者も増えてくる。ICT活用等の推進もよいが、同時に高齢のろう者のコミュニケーションの保障についてももっと検討してほしい。	手話学習会補助金の活用等により、事業者における自発的な手話学習を促していくこととしています。また、ろう者がコミュニケーションしやすい環境づくりのため、多様な通訳ニーズに応えられる手話通訳者の養成・派遣事業を進めていくこととしています。	②記載済	2月27日	郵送

No.	意見者	改定案項目	意見カテゴリ	意見等	対応方針	対応状況	意見日	意見の手段
46	19	6(1)ア、 6(2)ウ	地域・職場等での手話言語普及、交流機会の充実	手話講座などで手話を学んだ人が手話を使って交流する場がない。常時交流できるような居場所があれば、もっと手話を身近に使えるのではないかな。	手話サークルでは手話を学んだ方・学びたい方が一緒に活動されています。また、鳥取県障がい者の居場所づくり支援事業補助金等の活用により、ろう者同士、ろう者と地域のきこえにくい・きこえる人が互いに交流できる居場所づくり等を進めていくこととしています。	②記載済	2月27日	郵送
47	21	6(2)ア	手話通訳者養成・派遣	手話通訳者を増やすため、手話通訳者の身分保障が必要。高校生・大学生が手話通訳を職業として選択できるようにならなければいけない。手話奉仕員・通訳者養成に通っている人は仕事を持っている人がほとんどで、手話通訳者に合格しても派遣に出られるのは土日ぐらい。行政、企業の正職としての受け皿が必要。	手話通訳者の雇用、身分保障については、鳥取県だけでなく全国的な課題と受けとめています。県では毎年、手話言語の普及を推進するための法制定について国に要望しており、法制定への動きを注視しているところです。県としては、手話通訳者の増加を目指し、手話奉仕員の増加を促していくとともに、手話通訳業務の意義・魅力を広く発信していくこととしています。	③今後の検討課題	2月28日	F A X
48	21	6(2)ア	手話通訳者養成・派遣	手話通訳者を増やすため、高校又は大学で手話奉仕員・手話通訳者養成カリキュラムにより、卒業時点で各資格に合格できる人を養成し、20歳以上で手話通訳士の試験を受けられるよう目指してほしい。議会、知事定例記者会見、司法、政見放送などは手話通訳士レベルの技術が必要だが、鳥取県では手話通訳士が少ないため、現場にいける手話通訳者が限られる。	県内高校・大学においては、手話奉仕員・手話通訳者養成カリキュラムを設けているところはありませんが、県立岩美高等学校及び県立米子高等学校では、手話言語の学習を授業カリキュラムに位置づけ、年間を通じて学習しており、手話通訳業務の意義・魅力を身近に感じてもらえる場となっています。県としては、まずは、将来的に手話通訳者の増につながるよう手話パフォーマンス甲子園、とっとり手話フェス等を通じ、高校生の手話言語に携わる道への関心を高め、広く若年層が手話言語の魅力等を体感できるよう取り組んでいきます。	③今後の検討課題	2月28日	F A X
49	21	6(2)ア、 7	手話通訳者養成・派遣、数値目標	手話通訳者を指導するための優秀な講師の人材確保が必要。県内に人材がいなければ県外からも採用する等の工夫が必要。	手話通訳者養成研修等の講師の技術向上を図るための研修会の実施や、手話通訳者養成を担う指導者及び指導者候補を社会福祉法人全国手話研修センターの手話通訳者指導者養成研修に派遣することにより、手話通訳者の指導者の養成等を進めていくこととしています。	②記載済	2月28日	F A X
50	22	6(2)カ	働きやすい環境づくり	一般企業に勤務する成年の聴覚障がい者の雇用を増やしてほしい。(県外へ流れないようにするため)	聴覚障がいのある方への就労支援として、就職のための面接、職場実習などの場面に手話通訳者等を派遣しています。また、セミナー等の開催及び障がい者雇用アドバイザーによる企業への個別訪問などにより、企業に対して障がい者雇用を働きかけており、引き続き、労働局など関係機関と連携して障がい者雇用を促進していきます。	⑤その他上記に分類できないもの	2月28日	F A X
51	22	6(1)ア	地域・職場等での手話言語普及	A Iによる手話画像を屋外テレビで流して、一般の方の目に触れる機会を増やし、手話言語を覚えてもらいたい。	多くの人が手話に触れる機会をつくるべく、例えば手話パフォーマンス甲子園等のイベント会場において手話監修を行ったA Iによる手話画像をモニターで流し、来場者に手話言語に触れていただくとともに、手話言語を学ぶ機会として、会場内などでミニ手話講座や手話カフェ等を開催していくこととしています。	②記載済	2月28日	F A X
52	22	6(1)ア、 6(2)オ	地域・職場等での手話言語普及、ICT活用	地元の民放テレビ局で地元ニュースを流す時、手話や字幕が出るようにしてほしい。A Iでもよいので工夫してほしい。	民間企業における情報発信での手話言語の活用等が進むよう普及啓発に取り組んでいくこととしています。なお、地元ニュースへの字幕や手話言語の付与については、手話パフォーマンス甲子園など県の事業実施に関わる機会を捉えて、テレビ放送事業者へお願いをしているところです。障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の内容を踏まえ、改めて県として、放送事業者に働きかけを行っていきます。	③今後の検討課題	2月28日	F A X

No.	意見者	改定案項目	意見カテゴリ	意見等	対応方針	対応状況	意見日	意見の手段
53	24	6(2)ア	手話通訳者養成・派遣	手話言語の普及について、複数年間の実地教育に重きを置いた研修や専門学校のような教育の場を設けてはどうか。一定の教育、競争の環境により育て、即戦力となる手話通訳者（士）を増やすことが、「言語」への認識を持つことにつながるかと考える。	県内には手話通訳者養成の専門学校はありませんが、手話言語の多様化・専門化に対応するため、手話通訳者の現任研修及び専門研修等の更なる充実を図り、通訳技術向上を推進していくこととしています。	②記載済	2月29日	F A X
54	25	6(1)ア	地域・職場等での手話言語普及	普段知ってる人と挨拶やお礼程度は手話のできるようになりたい。ケーブルテレビやYouTubeで、挨拶程度の手話講座の定期的な放映や、アドレスの告知をしてほしい。	とっとり動画ちゃんねるの手話チャンネルでは、挨拶程度の手話講座の動画も掲載しており、毎年多くの視聴があります。県民向けミニ手話講座の開催等に加え、手話言語動画などICTを活用した取組等により、誰もが手話言語に触れ、学べる環境づくりを進めていくこととしています。	②記載済	2月29日	メール
55	26	6(2)ク	非常時体制	ろう者は離れた場所に点在して住んでいるので、災害が起こった時に当事者同士で連絡を取り合うことが難しい。地域のきこえる人たちの支援がほしい。災害時には声を掛けてもらって一緒に避難をするために日頃から（訓練）備えておく必要がある。	災害時にろう者が情報を取得・利用し、円滑な意思疎通を図ることができるよう非常時に備えた体制づくりを検討していくこととしています。災害時にろう者が避難できるよう、市町村の個別避難計画策定、地域での支え愛マップ作成、地域の避難訓練等により、市町村と連携して、支援者の確保体制の整備を進めていきます。	③今後の検討課題	2月29日	手話動画（メール）
56	28			もし深夜に大きな災害が起きればきこえる人は耳からの情報が入るが、熟睡しているろう者は簡単に命を落としてしまう。深夜に発生した場合に備えしっかりとした対策を考えてほしい。			2月29日	手話動画（メール）
57	27	—	—	民生委員にお願いしたい。近くに住むろう者を助けて、決してほっとかないでほしい。必ず必要な時には近くに住むろう者と一緒においていただくことを強く要望します。	参考意見として拝受します。 なお、御意見は民生委員の担当課にお伝えします。	⑤その他上記に分類できないもの	2月29日	手話動画（メール）

※意見者28人から、57件の意見をいただきました。